

国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 13 号

平成 23 年 3 月 31 日 一部改正

平成 26 年 1 月 10 日 一部改正

平成 26 年 3 月 14 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号）第 50 条及び国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平 18 規程第 3 号。以下「任期付職員就業規則」という。）第 50 条の規定に基づき、兼業、自営及び副業（以下「兼業等」という。）の許可の基準並びに手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員等 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の職員及び任期付職員をいう。
- 二 兼業 研究所の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他研究所の業務に関連して職員の職務以外の業務に従事することをいう。
- 三 役員兼業 兼業のうち職員等が、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ねることをいう。
- 四 役員等 取締役、執行役、監査役、業務を執行する無限責任社員、理事、監事、支配人、顧問、評議員その他これらに準ずるもの（発起人及び清算人を含む。）をいう。
- 五 一般兼業 役員兼業以外の兼業をいう。
- 六 自営 職員等が、自己の名義で商業、工業、金融業、不動産賃貸業等を経営することをいう。
- 七 副業 職員等が、兼業及び自営を除く職員の職務以外の業務に従事することをいう。
- 八 特別な利害関係 物品購入契約、工事契約及び共同研究契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可等の権限行使の関係をいう。

(兼業等審査委員会)

第 3 条 理事長は、兼業等に関する所要事項を審査させるため、兼業等審査委員会（以下

「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 兼業

第1節 役員兼業

(役員兼業の手続)

第4条 役員兼業の許可を得ようとする職員等は、別に定める役員兼業許可申請書に必要な書類を添えて、役員兼業開始予定日の1箇月前までに理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、役員兼業の許可に関し、委員会に審査を行わせる。

(役員兼業の許可基準等)

第5条 理事長は、前条の申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして委員会が認めたときは、当該役員兼業を許可する。

- 一 当該申請に係る役員兼業の従事先（以下この節において「役員兼業先」という。）の役員等としての職務に従事することが、研究所の成果普及等に資するものであること。
- 二 役員兼業先の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有すること。
- 三 職員等の職と役員兼業先（役員兼業先が商法（明治32年法律第48号）第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。以下この条において同じ。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- 四 前条の許可の申請前2年以内に、職員等が役員兼業先との間に、特別な利害関係のある職に就いていた期間がないこと。
- 五 勤務時間外に行うものであり、かつ、職員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- 六 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 七 その他別に定める基準に適合すること。

2 役員兼業の許可は、原則として2年を超えない期間とする。

(変更の届出等)

第6条 職員等は、第4条により申請した内容のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 役員兼業先の名称
- 二 役員兼業先の事業内容
- 三 役員兼業先の親会社

四 兼ねようとする役員等の職務の内容

五 役員等の職務への予定従事時間

(役員兼業許可の取消)

第7条 理事長は、第5条により許可した役員兼業が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、役員兼業の許可を取り消すことができる。

- 一 第5条第1項に定める基準に適合しない場合
- 二 虚偽の事実を記載して第4条の申請を行った場合
- 三 前条の届出又は次条の報告を怠った場合
- 四 虚偽の事実を記載して前条の届出又は次条の報告を行った場合

(役員兼業に関する報告)

第8条 役員兼業に従事する職員等は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間（以下「半期」という。）ごとに、役員兼業に係る事項について、当該半期終了後一箇月以内に別に定める役員兼業状況報告書により、理事長に報告しなければならない。

(役員兼業許可の概要の公表)

第9条 理事長は、半期ごとに、職員等の役員兼業の状況について公表するものとする。

(役員兼業終了後の業務の制限)

第10条 理事長は、役員兼業を行った職員等を、兼業終了の日から2年間、当該役員兼業を行っていた企業との間に特別な利害関係のある業務に従事させないものとする。

第2節 一般兼業

(一般兼業の手続)

第11条 一般兼業の許可を得ようとする職員等は、別に定める一般兼業許可申請書に必要書類を添えて、一般兼業開始予定日の2週間前までに理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、必要に応じて一般兼業の許可に関し委員会に審査を行わせることができる。

(一般兼業の許可基準等)

第12条 理事長は、第11条第1項の申請が次の各号のいずれにも適合するときは、当該一般兼業を許可する。

- 一 当該申請に係る一般兼業の従事先（以下この節において「一般兼業先」という。）の職務に従事することが、研究所の成果普及等に資するものであること。

- 二 一般兼業先の職務に従事するために必要な知見を有すること。
 - 三 申請する職員等の職と一般兼業先（一般兼業先が商法第 211 条ノ 2 第 1 項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - 四 勤務時間外に行うものであり、かつ、職員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - 五 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
 - 六 その他別に定める基準に適合すること。
- 2 一般兼業の許可は、原則として 2 年を超えない期間とする。

（変更の届出）

第 13 条 職員等は、第 11 条第 1 項により申請した内容のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 一般兼業先の名称
- 二 一般兼業先での職名又は職務内容
- 三 一般兼業先の従事態様

（一般兼業許可の取消等）

第 14 条 理事長は、第 12 条により許可した一般兼業が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、一般兼業の許可を取り消すことができる。

- 一 第 12 条第 1 項に定める基準に適合しない場合
- 二 虚偽の事実を記載して第 11 条第 1 項の申請を行った場合
- 三 前条の届出を怠った場合
- 四 虚偽の事実を記載して前条の届出を行った場合

（一般兼業台帳の整備）

第 15 条 理事長は、職員等の一般兼業に関する台帳を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 許可年月日
- 二 氏名
- 三 所属
- 四 一般兼業先及びその職名
- 五 兼業予定期間
- 六 予定される兼業従事時間及び兼業報酬

第3章 自営

(自営の手続)

第16条 自営の許可を得ようとする職員等は、不動産の賃貸に係る自営にあつては別に定める自営許可申請書（不動産賃貸関係）、不動産の賃貸以外の事業に係る自営にあつては別に定める自営許可申請書（不動産賃貸以外の事業関係）に必要書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、必要に応じて自営の許可に関し委員会に審査を行わせることができる。

(自営の許可基準等)

第17条 理事長は、前条の申請のうち、不動産の賃貸に係る自営の申請が、次の各号のいずれにも適合する場合は、当該自営を許可する。

一 職員等の職と許可に係る不動産の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

二 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員等の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

三 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 理事長は、前条の申請のうち、不動産の賃貸以外の事業に係る自営の申請が、次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、当該自営を許可する。

一 職員等の職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

二 職員等以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員等の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

三 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

四 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(変更の届出)

第18条 職員等は、第16条第1項により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(自営許可の取消)

第19条 理事長は、第17条により許可した自営が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

一 第17条に定める基準に合致しない場合

二 虚偽の事実を記載して第16条第1項の申請を行った場合

- 三 前条の届出を怠った場合
- 四 虚偽の事実を記載して前条の届出を行った場合

第4章 副業

(副業の手続)

第20条 副業の許可を得ようとする職員等は、別に定める副業許可申請書に必要書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、必要に応じて副業の許可に関し委員会に審査を行わせることができる。

(副業の許可基準等)

第21条 理事長は、前条の申請のうち、副業の申請が、次の各号のいずれにも適合する場合は、当該副業を許可する。

- 一 申請する職員等の職と副業の従事先（副業の従事先が商法第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- 二 勤務時間外に行うものであり、かつ、職員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- 三 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 四 その他別に定める基準に適合すること。

2 副業の許可は、原則として2年を超えない期間とする。

(変更の届出)

第22条 職員等は、第20条第1項により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(副業の許可の取消)

第23条 理事長は、第21条により許可した副業が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、副業の許可を取り消すことができる。

- 一 第21条第1項に定める基準に適合しない場合
- 二 虚偽の事実を記載して第20条第1項の申請を行った場合
- 三 前条の届出を怠った場合
- 四 虚偽の事実を記載して前条の届出を行った場合

第5章 その他

(相談及び事務)

第24条 職員等の兼業等の許可、届出、報告及び従事等に関する相談又は事務は、総務部人事課において対応するものとする。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(既許可分における効力の継続)

2 この規程の施行日以前に理事長が許可した兼業については、平成18年4月1日以降もなおその効力を有するものとする。

改正附則（平成23年3月31日）

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(既許可分における効力の継続)

2 この規程の施行日以前に理事長が許可した兼業については、平成23年4月1日以降もなおその効力を有するものとする。

改正附則（平成26年1月10日）

(施行期日)

1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。

(既許可分における効力の継続)

2 この規程の施行日以前に理事長が許可した兼業については、平成26年2月1日以降もなおその効力を有するものとする。

改正附則（平成 26 年 3 月 14 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（既許可分における効力の継続）
- 2 この規程の施行日以前に理事長が許可した兼業については、平成 26 年 4 月 1 日以降もなおその効力を有するものとする。

改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。